地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正について

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
目次 第１編　（略） 第２編　地域公共交通確保維持事業 第１章（略） 第１節（略） 第２節（略） 第２節の２　エリア一括協定運行事業 第３～５節（略） 第２章～第６章（略） 第７章　エリア一括協定運行調査事業（第１４７条－第１５０条） （地域公共交通計画） 第７条　陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、次条第１項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満	目次 第１編　（略） 第２編　地域公共交通確保維持事業 第１章（略） 第１節（略） 第２節（略） （新設） 第３～５節（略） 第２章～第６章（略） （新設） （地域公共交通計画） 第７条　陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

たない場合について、その満たない計画期間が６月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。 一～四（略） ２～６（略）	一～四（略） ２～６（略）
（地域公共交通計画の認定の申請） 第８条　（略） ２～３（略） ４　活性化法法定協議会は、地域公共交通計画の計画期間が補助対象期間に満たない場合における前条第１項ただし書の合理的な理由がある場合には、地域公共交通計画に、合理的な理由を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。	**（地域公共交通計画の認定の申請）** 第８条　（略） ２～３（略） **（新設）**
（地域公共交通計画） 第１７条　陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、次条において準用する第８条第１項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が６月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。 一～四（略） ２～３（略）	**（地域公共交通計画）** 第１７条　陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。 一～四（略） ２～３（略）

第２節の２　エリア一括協定運行事業	（新設）
（補助対象事業者等） 第１８条の３　本節におけるエリア一括協定運行事業（地方公共団体が乗合バス事業者その他の交通事業者との間において、交通サービス購入費、実施区域、実施期間、運行系統、運行回数、費用負担その他の実施方法に関する協定を締結し、当該協定に基づいて運行系統を運行する事業であって、利便増進計画に当該協定に定められた実施方法に関する事項が記載されたものをいう。以下同じ。）の補助対象事業者は、活性化法法定協議会とする。 ２　大臣は、第１８条の５の補助対象事業に係る補助金交付額を、補助対象事業者に対し交付するものとする。	（新設）
（補助対象期間） 第１８条の４　本節における補助対象事業の補助対象期間は、利便増進計画に定める事項としてエリア一括協定運行事業に係る協定に記載された実施期間であって、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の９月３０日を１年間の末日とする３年から５年までの年単位の期間とする。	（新設）
（補助対象事業の基準等） 第１８条の５　本節における補助対象事業について、その補助対象経費は、利便増進計画に定める事項としてエリア一括協定運行事業に係る協定に記載された交通サービス購入費とし、その補助金交付額は、補助対象事業の実施期間を通じた補助金交付額総額に相当する額として、別表１０の２に定める要件に適合する運行系統に係る運行であって、別表１０の３に定めるところにより算定された額とする。	（新設）

２　本節による補助対象期間が開始する前々補助対象期間において第１節又は第２節による補助金の交付を受けていた運行系統について、その運行区間の一部のみを本節によるエリア一括協定運行事業の補助対象系統とする場合には、その余の運行区間については、毎年度、別表１０の３に定めるところにより各運行区間の距離その他の事項に基づき按分して算定し、第１節又は第２節の補助金交付額としてそれぞれ同節の補助金の交付を受けることができるものとする。 ３　本節による補助対象期間が開始する前々補助対象期間において第１節又は第２節による補助金の交付を受けていた運行系統について、本節による異なる複数のエリア一括協定運行事業の補助対象系統としてその運行区間を分割する場合には、別表１０の３に定めるところにより各運行区間の距離その他の事項に基づき按分して算定し、それぞれ第１項の規定を適用する。 ４　本節による補助金の交付を受けていた補助対象期間の終了後、翌補助対象期間又は翌々補助対象期間から再び本節における補助対象事業を実施する場合の補助金交付額については、第１項の規定にかかわらず、別表１０の４に定める要件に適合する運行系統に係る運行であって、別表１０の５に定めるところにより算定された額とする。 ５　第２項及び第３項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「別表１０の３」とあるのは「別表１０の５」と読み替えるものとする。 **（地域公共交通計画）** 第１８条の６　エリア一括協定運行事業を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、次条の認定の申請に必要な地域公共交	**（新設）**

通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が６月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。 一　エリア一括協定運行事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割 二　前号を踏まえたエリア一括協定運行事業の必要性 三　エリア一括協定運行事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 ２　前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した利便増進計画を添付するものとする。 一　第１８条の３第１項の協定に定められた交通サービス購入費、実施区域、実施期間、運行系統、運行回数並びに費用の総額、負担者及びその負担額その他エリア一括協定運行事業の内容及び実施主体に関する詳細 二　実施期間における国の補助金交付額総額 三　前項第一号の運行系統の概要及び運送実施者 四　前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法 **（地域公共交通計画の認定の申請）** 第１８条の７　活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、前条第１項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第２項各号に掲げる事項を記載した利便増進計画を添付し、大臣に認定を申請するものとする。 ２　前項の認定の申請は、様式第１－２３による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の６月３０日	**（新設）**

（補助金の交付を受けようとする前年度に第１０９条第１項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。 ３　活性化法法定協議会は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に地域公共交通計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。 一　運送実施者それぞれの、補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和３９年運輸省令第２１号）第２条第２項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 二　運送実施者それぞれの、様式第１－２４による補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（第１８条の３第１項の協定に定められた運行系統のうち様式１－２４で求める系統に係るものに限る。） ４　活性化法法定協議会は、地域公共交通計画の計画期間が補助対象期間に満たない場合における前条第１項ただし書の合理的な理由がある場合には、地域公共交通計画に、合理的な理由を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。 **（地域公共交通計画の変更）** 第１８条の８　活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。	**（新設）**

２　前項の認定の申請は、様式第１－２５による地域公共交通計画変更認定申請書を大臣に提出して行うものとする。 **（地域公共交通計画の認定）** 第１８条の９　大臣は、活性化法法定協議会から第１８条の７第２項の規定に基づく地域公共交通計画認定申請書又は前条第２項に基づく地域公共交通計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第１８条の５の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の初年度から最終年度までの年度ごとの開始前（第１８条の７第２項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあっては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあっては予定変更日前。次項において同じ。）に認定を行い、当該活性化法法定協議会に通知するものとする。 ２　活性化法法定協議会は、前項の通知があったときは、当該通知に係る地域公共交通計画に運送実施者として記載されている者に対し、補助対象期間の初年度から最終年度までの年度ごとの開始前に通知しなければならない。 ３　前項の運送実施者は、活性化法法定協議会から同項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間のうち当該年度における運行を行うものとする。	**（新設）**
（補助金交付申請） 第１８条の１０　補助対象事業者は、補助対象期間の初年度から最終年度までの年度ごとの補助金の交付を受けようとするときは、様式第１－２６による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の１１月３０日までに大臣に提出するものとする。 ２　補助対象事業者は、前項の提出をするときは、第１８条の９第３項の規	**（新設）**

定により運行を行った運送実施者に関して、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 一　補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和３９年運輸省令第２１号）第２条第２項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 二　様式第１－２４による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（第１８条の３第１項の協定に定められた運行系統のうち様式１－２４で求める系統に係るものに限る。）	
（交付の決定及び額の確定等） 第１８条の１１　大臣は、前条第１項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第１－２７による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。 ２　大臣は、運送実施者が、認定を受けた地域公共交通計画に基づく補助対象事業の補助対象系統のうち、別表１０の２の補助対象事業の基準ニの運行系統が、補助対象期間の末日までに廃止され、又は休止された場合には、補助金の算定の基礎を失うものとして当該運行系統に係る補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、同等の水準の代替運行系統の確保、災害の発生その他の合理的な理由がある場合には、この限りではない。	**（新設）**
（補助金の請求） 第１８条の１２　補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第１－２８による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。	**（新設）**

（補助金の整理） 第１８条の１３　補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。 ２　補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。	（新設）
（補助対象期間の初年度の特例） 第１８条の１４　第１８条の４の規定にかかわらず、本節における補助対象事業の補助対象期間の初年度の開始日を、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の４月１日とし、その末日を９月３０日とする補助対象事業の実施に合理的な理由があると認められる場合には、補助対象期間の初年度を半年間として、本節の規定を適用する。この場合において、第１８条の７第２項中「６月３０日」とあるのは、「１２月２８日」と読み替えるものとする。 ２　前項の場合において、活性化法法定協議会は、１８条の７の規定によるもののほか、地域公共交通計画に、前項の合理的な理由を記載した書面を添付し、大臣に認定を申請するものとする。 ３　第１項の規定を適用する場合において、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の９月３０日までを補助対象期間とする第１節又は第２節の補助対象事業を実施していた場合には、当該補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の３月３１日を末日とする半年間として、第１節又は第２節の規定を適用する。この場合において、第５条（第１８条において準用する場合を含む。）及び第１２条第２項中「９月３０日」とあるのは「３月３１日」と読み替えるものとす	（新設）

る。 ４　前項の場合において、補助対象事業者は、第９条第１項（第１８条において準用する場合を含む。）の変更の申請を行うものとする。	
第３節　（略）	第３節　（略）
（補助対象事業者等） 第１９条　本節における補助対象事業者は、第６条の基準に適合する補助対象事業を行う乗合バス事業者若しくは活性化法法定協議会のいずれか又は第１６条若しくは第１８条の５の基準に適合する補助対象事業を行う活性化法法定協議会とする。 ２　（略）	（補助対象事業者等） 第１９条　本節における補助対象事業者は、第６条の基準に適合する補助対象事業を行う乗合バス事業者若しくは活性化法法定協議会のいずれか又は第１６条の基準に適合する補助対象事業を行う活性化法法定協議会とする。 ２　（略）
（地域公共交通計画） 第２１条　活性化法法定協議会は、本節による補助を受けようとする場合には、第７条第２項各号、第１７条第２項各号又は第１８条の６第１項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を具体的に記載したものを、地域公共交通計画に添付するものとする。 一～四　（略）	（地域公共交通計画） 第２１条　活性化法法定協議会は、本節による補助を受けようとする場合には、第７条第２項各号又は第１７条第２項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を具体的に記載したものを、地域公共交通計画に添付するものとする。 一～四　（略）
（地域公共交通計画の認定） 第２２条　車両減価償却費等国庫補助金については、第１０条（第１８条による読み替え後の規定を含む。）及び第１８条の９の規定を準用する。この場合において、地域公共交通計画の認定の通知は第１０条（第１８条による読み替え後の規定を含む。）又は第１８条の９の規定に基づく通知と併せて行うものとする。	（地域公共交通計画の認定） 第２２条　車両減価償却費等国庫補助金については、第１０条（第１８条による読み替え後の規定を含む。）の規定を準用する。この場合において、地域公共交通計画の認定の通知は第１０条（第１８条による読み替え後の規定を含む。）に基づく通知と併せて行うものとする。

（準用規定） 第２５条　第５条、第９条、第１３条及び第１４条の規定（第１８条による読み替え後の規定を含む。）並びに第１８条の４、第１８条の８、第１８条の１２及び第１８条の１３の規定は、本節において準用する。ただし、車両減価償却費等利便増進特例又は車両減価償却費等運送継続特例を受けようとする場合にあっては、第５条中「９月３０日を末日とする１年間」とあるのは、「４月１日から翌年１月末日までの間」と読み替えるものとし、第２５条の５から第２５条の８までの規定を準用する。	（準用規定） 第２５条　第５条、第９条、第１３条及び第１４条の規定（第１８条による読み替え後の規定を含む。）は、本節において準用する。ただし、車両減価償却費等利便増進特例又は車両減価償却費等運送継続特例を受けようとする場合にあっては、第５条中「９月３０日を末日とする１年間」とあるのは、「４月１日から翌年１月末日までの間」と読み替えるものとし、第２５条の５から第２５条の８までの規定を準用する。
第４節　（略）	第４節　（略）
（補助対象事業者等） 第２５条の２　本節における補助対象事業者は、第６条、第１６条又は第１８条の５の基準に適合する補助対象事業を行う活性化法法定協議会とする。 ２　（略）	（補助対象事業者等） 第２５条の２　本節における補助対象事業者は、第６条又は第１６条の基準に適合する補助対象事業を行う活性化法法定協議会とする。 ２　（略）
（地域公共交通計画及び収支改善計画） 第２５条の４　活性化法法定協議会は、本節の補助を受けようとする場合には、第７条第２項各号、第１７条第２項各号又は第１８条の６第１項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を具体的に記載したものを、地域公共交通計画に添付するものとする。 一～五　（略） ２～３（略）	（地域公共交通計画及び収支改善計画） 第２５条の４　活性化法法定協議会は、本節の補助を受けようとする場合には、第７条第２項各号又は第１７条第２項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を具体的に記載したものを、地域公共交通計画に添付するものとする。 一～五　（略） ２～３（略）

第７章　エリア一括協定運行調査事業	（新設）
（補助対象事業者） 第１４７条　本節における補助対象事業者は、活性化法法定協議会とする。	（新設）
（エリア一括協定運行調査事業） 第１４８条　大臣は、エリア一括協定運行事業を実施するにあたって調査を行う事業（以下「エリア一括協定運行調査事業」という。）を行う場合においては、この条から第１５０条までに定めるところにより、補助対象事業者に対し補助金を交付する。	（新設）
（交付の対象等） 第１４９条　大臣は、エリア一括協定運行調査事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。 ２　補助対象経費及び補助率については、別表３３に定めるものとする。	（新設）
（準用規定） 第１５０条　第１０８条から第１２３条までの規定は本節において準用する。この場合において、第１０８条中「様式第５－１」とあるのは「様式２１－１」、第１０９条中「様式５－２」とあるのは「様式２１－２」、第１１０条中「様式第５－３」とあるのは「様式２１－３」、第１１１条中「様式５－４」とあるのは「様式２１－４」、第１１５条中「様式第５－５」とあるのは「様式２１－５」、第１１６条中「様式５－６」とあるのは「様式２１－６」、第１１７条中「様式第５－７」とあるのは「様式２１－７」、「別	（新設）

表２５」とあるのは「別表３３」、第１１８条中「様式第５－８」とあるのは「様式２１－８」、第１２３条中「様式第５－１３」とあるのは「様式２１－９」と読み替えて適用するものとする。	
附　　則（国総計第５７号、国自旅第９７号） 第１条　（略）	附　　則（国総計第５７号、国自旅第９７号） 第１条　（略）
附　　則（国総地第７４号） 第１条　この要綱の改正は、令和５年度予算から施行する。	（新設） （新設）
（エリア一括協定運行事業に関する経過措置） 第２条　第１８条の７第２項中「会計年度の前年度の６月３０日」とあるのは、令和５年度及び令和６年度に限り、「会計年度の前年度の１０月３１日」と読み替えるものとする。 ２　第１８条の９第１項及び第２項中「補助対象期間の初年度から最終年度までの年度ごとの開始前」とあるのは、令和５年度及び令和６年度に限り、「補助対象期間の年度ごとの終了前のできる限り早い時期」と読み替えるものとする。	（新設）
（エリア一括協定運行事業に関する検討） 第３条　第２編第１章第２節の２に規定するエリア一括協定運行事業については、この要綱の施行後五年を目途として、本事業による補助の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。	（新設）
別表７（第１６条第１項関連）	別表７（第１６条第１項関連）

<table>
<tr>
<td>地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（補助対象事業の基準）
（略）
（注）
１．～２．（略）
３．ハ①の補助対象地域間幹線系統が、エリア一括協定運行事業の実施により当該事業の補助対象系統の一部となった場合においても、引き続き補助対象地域間幹線系統とみなす。
４．連続した補助対象期間において、エリア一括協定運行事業から第２節の補助対象事業に移行する場合には、ホ①の「新たに運行を開始するもの」として取り扱うものとする。

別表９（第１６条第２項関連）
地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
（利便増進計画に係る補助対象事業の基準）
（略）
（注）
１．～２．（略）
３．ハ①の補助対象地域間幹線系統が、エリア一括協定運行事業の実施により当該事業の補助対象系統の一部となった場合においても、引き続き補助対象地域間幹線系統とみなす。

別表１０の２（第１８条の５関連）
エリア一括協定運行事業（補助対象事業費の基準）
<table>
<tr><th>補助対象事業者</th><th>補助対象経費</th><th>補助対象事業の基準</th><th>補助率</th></tr>
<tr><td>活性化法</td><td>交通サービス購入費</td><td>利便増進計画に定める事項</td><td>定額（補助</td></tr>
</table>
</td>
<td>地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（補助対象事業の基準）
（略）
（注）
１．～２．（略）
（新設）

（新設）

別表９（第１６条第２項関連）
地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
（利便増進計画に係る補助対象事業の基準）
（略）
（注）
１．～２．（略）
（新設）

（新設）</td>
</tr>
</table>

法定協議会	（利便増進計画に定める事項としてエリア一括協定運行事業に係る協定に記載された、エリア一括協定運行事業の実施期間における運送実施者による交通サービスの提供の対価として地方公共団体が支払う費用であって、エリア一括協定運行事業の運行系統について、その欠損額の合計を基礎として、地方公共団体と運送実施者との間で取り決められた額をいう。）	としてエリア一括協定運行事業に係る協定に記載された運行系統であって、都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に記載されたものの運行のうち、次のイからニまでの全てに適合するもの。 イ　乗合バス事業者又は道路運送法第７８条第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者であって、利便増進計画に記載されている運送実施者による運行であること。 ロ　道路運送法施行規則第３条の３に規定する路線定期運行、路線不定期運行若しくは区域運行又は同規則第４９条第一号に定める交通空白地有償運送（「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（令和２年１１月２７日付け国自旅第３１６号）１に定める「交通	対象事業の実施期間を通じた補助金交付額総額に相当する額として、別表１０の３に定めるところにより算出される額）	

		空白地有償運送」をいう。」であって乗合旅客の運送に係るものであること。 ハ　本節による補助対象期間が開始する前々補助対象期間において、第２編第１章第１節又は第２節の補助金の交付を受けていた運行系統の運行（本節における補助対象期間の初日の前日まで継続する見込みのあるものに限る。）を含む運行であること。 ニ　ハの運行系統の運行が、本節における補助対象事業の実施期間中においても補助対象期間の末日まで継続し、引き続き第６条又は第１６条の基準を満たす見込みのある運行であること。	

（注）

１．本節における補助対象事業の実施期間中におけるニの運行系統の運行は、

本節による補助対象期間が開始する前々補助対象期間におけるハの運行系統の運行と全く同一の内容であることを求めるものではない。 別表１０の３（第１８条の５関連） エリア一括協定運行事業（交付額の算出方法） 交付額の算出方法 （交付額の算出方法） １．交付する額は、補助対象事業の実施期間を通じた補助金交付額総額に相当する額として、エリア一括協定運行事業に係る運行系統のうち、本節による補助金の交付を受けようとする補助対象期間が開始する前々補助対象期間において第２編第１章第１節又は第２節の補助金の交付を受けた運行系統（以下「前々期間補助系統」という。）について交付された額（以下この別表において「単年度交付額」という。）の合計額に、補助対象期間の年数を乗じた額（以下この別表において「実施期間交付額総額」という。）とする。 ２．補助金の交付は、補助対象期間の初年度から最終年度までの単年度ごとに行うものとし、単年度ごとに交付する補助金の額は、実施期間交付額総額を補助対象期間の年数で除した額とする。 （１８条の５第２項の規定による地域間幹線系統補助等の交付額の算出方法） ３．前々期間補助系統のうち、第１８条の５第２項の規定によりエリア一括協定運行事業の補助対象系統とならない運行区間については、毎年度、当該前々期間補助系統の全部の運行区間をエリア一括協定運行事業の実施がなかったものとして第１節又は第２節の補助金としてそれぞれ同節に定め	（新設）

るところにより算定した補助金交付額に、当該全部の運行区間のうちエリア一括協定運行事業の補助対象系統とならない運行区間の占める割合を乗じた額を第１節又は第２節の補助金交付額とし、これを一の前々期間補助系統ごとに算定する。この場合において、１．の単年度交付額については、当該単年度交付額から、当該補助金交付額の合計額に相当する額を減額するものとする。

（１８条の５第３項の規定による分割した運行区間の交付額の算出方法）

４．前々期間補助系統のうち、第１８条の５第３項の規定により異なる複数のエリア一括協定運行事業の補助対象系統に分割する運行区間については、当該前々期間補助系統の全部の運行区間をエリア一括協定運行事業の実施がなかったものとして第１節又は第２節の補助金としてそれぞれ同節に定めるところにより算定した補助金交付額に、当該全部の運行区間のうち異なる複数のエリア一括協定運行事業の補助対象系統に分割する各運行区間の占める割合を乗じた額を、それぞれ異なる複数のエリア一括協定運行事業の単年度交付額の一部として算入し、これを一の前々期間補助系統ごとに算定する。

（注）

１．「運行区間の占める割合」については、運行区間の距離のほか、各運行区間の利用者の数など、合意して定める事項に基づく割合とすることを妨げるものではない。

別表１０の４（第１８条の５第４項及び第５項関連）

エリア一括協定運行事業（再び補助対象事業を実施する場合における補助対象事業者の基準）

補助対象	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率

（新設）

事業者			
活性化法法定協議会	交通サービス購入費（利便増進計画に定める事項としてエリア一括協定運行事業に係る協定に記載された、エリア一括協定運行事業の実施期間における運送実施者による交通サービスの提供の対価として地方公共団体が支払う費用であって、エリア一括協定運行事業の運行系統について、その欠損額の合計を基礎として、地方公共団体と運送実施者との間で取り決められた額をいう。）	利便増進計画に定める事項としてエリア一括協定運行事業に係る協定に記載された運行系統であって、都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に記載されたものの運行のうち、次のイからニまでの全てに適合するもの。 イ　乗合バス事業者又は道路運送法第７８条第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者であって、利便増進計画に記載されている運送実施者による運行であること。 ロ　道路運送法施行規則第３条の３に規定する路線定期運行、路線不定期運行若しくは区域運行又は同規則第４９条第一号に定める交通空白地有償運送（「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（令和２年１１	定額（補助対象事業の実施期間を通じた補助金交付額総額に相当する額として、別表１０の５に定めるところにより算出される額）

		月２７日付け国自旅第３１６号）１に定める「交通空白地有償運送」をいう。）であって乗合旅客の運送に係るものであること。 ハ　再び本節における補助対象事業を実施する場合の補助対象期間が開始する前々補助対象期間において、第２編第１章第１節若しくは第２節又は第２節の２の補助金の交付を受けていた運行系統（第２節の２にあっては、別表１０の２のニの運行系統に限る。）の運行（本節における補助対象期間の初日の前日まで継続する見込みのあるものに限る。）を含む運行であること。 ニ　ハの運行系統の運行が、引き続き新たに本節における補助対象事業を実施する場合の補助対象			

		事業の実施期間中においても補助対象期間の末日まで継続し、引き続き第６条又は第１６条の基準を満たす見込みのある運行であること。	

（注）

１．本節における補助対象事業の実施期間中におけるニの運行系統の運行は、本節による補助対象期間が開始する前々補助対象期間におけるハの運行系統の運行と全く同一の内容であることを求めるものではない。

別表１０の５（第１８条の５第４項及び第５項関連）

エリア一括協定運行事業（再び補助対象事業を実施する場合における交付額の算出方法）

交付額の算出方法
（再び補助対象事業を実施する場合における交付額の算出方法） １．交付する額は、補助対象事業の実施期間を通じた補助金交付額総額に相当する額として、本節による補助金の交付を受けていた補助対象期間の終了後、翌補助対象期間又は翌々補助対象期間から再び本節における補助対象事業を実施する場合については、次に掲げるイ又はロのいずれか低い額（以下この別表において「単年度交付額」という。）に、補助対象期間の年数を乗じた額（以下この別表において「実施期間交付額総額」という。）とする。 イ　再び本節による補助金の交付を受けようとする補助対象期間の初年度からみた前々補助対象期間を最終年度とする連続した過去３年間の各年

（新設）

度において、それぞれエリア一括協定運行事業の実施がなかったものとして第１節又は第２節に定めるところにより算定された補助金交付額の合計額について、その平均した額 ロ　別表１０の３の１．の規定による補助対象期間の初年度の単年度交付額 ２．補助金の交付は、補助対象期間の初年度から最終年度までの単年度ごとに行うものとし、単年度ごとに交付する補助金の額は、実施期間交付額総額を補助対象期間の年数で除した額とする。 **（１８条の５第５項において準用する同条第２項の規定による地域間幹線系統補助等の交付額の算出方法）** ３．前々期間補助系統のうち、第１８条の５第５項において準用する同条第２項の規定によりエリア一括協定運行事業の補助対象系統とならない運行区間については、毎年度、当該前々期間補助系統の全部の運行区間をエリア一括協定運行事業の実施がなかったものとして第１節又は第２節の補助金としてそれぞれ同節に定めるところにより算定した補助金交付額に、当該全部の運行区間のうちエリア一括協定運行事業の補助対象系統とならない運行区間の占める割合を乗じた額を第１節又は第２節の補助金交付額とし、これを一の前々期間補助系統ごとに算定する。この場合において、１．の単年度交付額については、当該単年度交付額から、当該補助金交付額の合計額に相当する額を減額するものとする。 **（１８条の５第５項において準用する同条第３項の規定による分割した運行区間の交付額の算出方法）** ４．前々期間補助系統のうち、第１８条の５第５項において準用する同条第	

３項の規定により異なる複数のエリア一括協定運行事業の補助対象系統に分割する運行区間については、当該前々期間補助系統の全部の運行区間をエリア一括協定運行事業の実施がなかったものとして第１節又は第２節の補助金としてそれぞれ同節に定めるところにより算定した補助金交付額に、当該全部の運行区間のうち異なる複数のエリア一括協定運行事業の補助対象系統に分割する各運行区間の占める割合を乗じた額を、それぞれ異なる複数のエリア一括協定運行事業の単年度交付額の一部として算入し、これを一の前々期間補助系統ごとに算定する。

（注）

１．本節による補助金の交付を受けていた補助対象期間の終了後、翌々々補助対象期間から再び本節における補助対象事業を実施する場合については、別表１０の２及び１０の３に定めるところによる。

２．「運行区間の占める割合」については、運行区間の距離のほか、各運行区間の利用者の数など、合意して定める事項に基づく割合とすることを妨げるものではない。

別表１１（第２０条第１項関連）

車両減価償却費等国庫補助金（補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
第２編第１章第１節から第２節の２までの事業を行う一般乗合旅客	（略）	（略） イ　（略） ロ　主として第２編第１章第１節から第２節の２までの事業の補助対象系統（第２節の２の事業の場合にあっては、補助対象系	（略）

別表１１（第２０条第１項関連）

車両減価償却費等国庫補助金（補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
第２編第１章第１節及び第２節の事業を行う一般乗合旅客自動車運	（略）	（略） イ　（略） ロ　主として第２編第１章第１節及び第２節の事業の補助対象系統の運行の用に供するもの（乗用タクシーの運行の用に供する	（略）

自動車運送事業者及び当該事業に係る活性化法法定協議会		統のうち、主として別表１０の２又は１０の４の補助対象事業の基準ニの運行系統）の運行の用に供するもの（乗用タクシーの運行の用に供するものを除く。）。ただし、第６条第２項、第１６条第２項及び同条第３項の規定による補助対象系統の運行の用に供している車両にあっては、利便増進計画期間又は運送継続計画期間の満了後においても、耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。 ハ～ニ　（略）	

（注）

・（略）

別表１１の３（第２０条第３項関連）

車両減価償却費等国庫補助金

（自家用有償旅客運送に係る補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
第２編第１章第２節及び第２節の２の事業に係る活性	補助対象車両の購入に係る費用及び自家用有償旅客運	１．都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に取得が必要として掲載された	（略）

送事業者及び当該事業に係る活性化法法定協議会		ものを除く。）。ただし、第６条第２項、第１６条第２項及び同条第３項の規定による補助対象系統の運行の用に供している車両にあっては、利便増進計画期間又は運送継続計画の満了後においても、耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。 ハ～ニ　（略）	

（注）

・（略）

別表１１の３（第２０条第３項関連）

車両減価償却費等国庫補助金

（自家用有償旅客運送に係る補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
第２編第１章第２節の事業に係る活性化法法定協議会	補助対象車両の購入に係る費用及び自家用有償旅客運	１．都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に取得が必要として掲載	（略）

化法法定協議会	送を導入するために必要な運転者の講習の受講に係る費用であって、別表１２の３に定めるところにより算出される経費	補助対象車両の取得のうち、次のイからハまでの全てに適合する車両（新車に限る。） イ　国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の４月１日から翌年１月３１日までの間に取得した車両 ロ　主として第１６条第１項又は第１８条の５の規定による補助対象系統の自家用有償旅客運送による運行の用に供するもの ハ　乗車定員１０人以下の車両であって大臣が認めるもの ２．道路運送法施行規則第５１条の１６第１項第一号及び第二号に規定する国土交通省が認定する講習	

別表１２

車両減価償却費等国庫補助金（補助対象経費の算出方法）

補助対象経費の算出方法

	送を導入するために必要な運転者の講習の受講に係る費用であって、別表１２の３に定めるところにより算出される経費	された補助対象車両の取得のうち、次のイからハまでの全てに適合する車両（新車に限る。） イ　国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の４月１日から翌年１月３１日までの間に取得した車両 ロ　主として第１６条第１項の規定による補助対象系統の自家用有償旅客運送による運行の用に供するもの ハ　乗車定員１０人以下の車両であって大臣が認めるもの ２．道路運送法施行規則第５１条の１６第１項第一号及び第二号に規定する国土交通省が認定する講習	

別表１２

車両減価償却費等国庫補助金（補助対象経費の算出方法）

補助対象経費の算出方法

１．（略） ２．補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（第２編第１章第１節から第２節の２まで及び附則第４条の事業の補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計）は、１両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ～ロ　（略） ３．～５．（略）	１．（略） ２．補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（第２編第１章第１節及び第２節並びに附則第４条の事業の補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計）は、１両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ～ロ　（略） ３．～５．（略）

別表１３（第２５条の３関連）

公有民営方式車両購入費国庫補助金（補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
活性化法法定協議会	（略）	（略） イ～ロ　（略） ハ　主として第２編第１章第１節から第２節の２までの事業の補助対象系統（第２節の２の事業の場合にあっては、補助対象系統のうち、主として別表第１０の２又は１０の４の補助対象事業の基準ニの運行系統）の運行の用に供するものであること（乗用タクシーの運行の用に供するものを除く。）。 ニ～ホ　（略）	（略）

（注）

・（略）

別表１３（第２５条の３関連）

公有民営方式車両購入費国庫補助金（補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
活性化法法定協議会	（略）	（略） イ～ロ　（略） ハ　主として第２編第１章第１節及び第２節の事業の補助対象系統の運行の用に供するものであること（乗用タクシーの運行の用に供するものを除く。）。 ニ～ホ　（略）	（略）

（注）

・（略）

別表１４（第２５条の３・附則第１５条の１１関連）

公有民営方式車両購入費国庫補助金（補助対象経費の算出方法）

補助対象経費の算出方法
補助対象経費の額（第２編第１章第１節から第２節の２まで及び附則第４条の事業の補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計）は、１両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ～ロ　（略）

別表３３（第１４９条第２項関連）

エリア一括協定運行調査事業（補助対象経費等）

補助対象経費	補助率
エリア一括協定運行事業の実施にあたっての調査に要する費用（路線再編の検討、対象系統の選定、住民への交通ニーズ調査のための費用　等）	定額（上限１，０００万円）

注）

１．地域公共交通調査事業における地域公共交通計画策定事業又は地域公共交通利便増進事業における利便増進計画策定事業と本事業を同一の会計年度において並行して実施する場合、調査内容が重複する部分については、本事業以外のそれぞれの事業で実施する。

２．補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。

３．補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

　また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に

別表１４（第２５条の３・附則第１５条の１１関連）

公有民営方式車両購入費国庫補助金（補助対象経費の算出方法）

補助対象経費の算出方法
補助対象経費の額（第２編第１章第１節及び第２節並びに附則第４条の事業の補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計）は、１両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ～ロ　（略）

（新設）

係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第２１－１０に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。	

別表３３の次に、次の２７様式を追加する。

様式第１－２３（日本産業規格Ａ列４番）

番　　号
年　月　日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者氏名

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業（エリア一括協定運行事業）に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

様式第１－２４（日本産業規格Ａ列４番）

運送実施者名	

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（　　年度）

【エリアー律協定運行事業 実施区域（市町村）：　　】　　実績調査日　　年　　月　　日実施

運行系統							年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定				輸送量 (A)×(G)	市町村による回数乗換入等の有無	備考
番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程 (km)	運行回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	１人平均乗車キロ (km)	輸送人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行キロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)	１系統あり経常費用 (円)	[運行回数×往復×実車キロ×平均運賃×営業日数＋運行回数×往復×回送キロ×平均運賃×回送日数] / 総運用日数	平均運賃 (F) (円)	平均乗車密度 (B) / (C)×(F) (G)		市・無	
																				市・無	
																				市・無	
																				市・無	
合計																				市・無	

【記載事項】

1. この帳簿は、エリアー律協定運行事業による補助金の交付を受けようとする前々補助対象期間において第２編第１章第１節の補助金の交付を受けていた運行系統（旧地域間幹線系統）及び旧補助系統に相当し、同一性が確保されたエリアー律協定運行事業の運行系統について作成すること。
2. この帳簿は、９月３０日を末日とする１年間の実績について、９月３０日時点の状態に応じて、運行系統ごとに作成すること。
3. 起点及び終点は停留所名を記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名を記載し、キロ程は小数点以下第１位まで記載すること。
4. 運行回数は、当該年度における１日の平均を小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお１往復を運行回数１回とし、往路又は復路のみの場合は、０.５回とする。循環系統の場合は、１循環で運行回数１回とする。
5. １人平均乗車キロは、運行系統ごとに実績調査に基づいて記載すること。
6. 輸送人キロは、輸送人員×１人平均乗車キロにより算出すること。
7. 運送収入は、当該運行系統の当該年度の運送収入について、原則として年１回以上実績調査を実施し、その結果により算出すること。また、実績調査日についても記載すること。
8. 実車走行キロは、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
9. １系統あたり経常費用は、運送実施者の実車走行キロあたり経常費用に当該運行系統の実車走行キロを乗じたものとする。
10. 平均運賃は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、期間の途中で運賃改定があった場合の当該運行系統の平均運賃は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、悪雪等の理由によりバスが運行されなかった日は運用日数から除くものとする。
11. 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出すること。
12. 備考欄には、当該年度中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、悪雪等の理由により運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

様式第１－２５（日本産業規格Ａ列４番）

番　　号
年　月　日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者氏名

地域公共交通計画変更認定申請書

令和　　年　　月　　日付け番　　号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画（エリアー括協定運行事業）を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○　変更日

○　変更箇所

○　変更理由

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

様式第１－２６（日本産業規格Ａ列４番）

番　　号
年　月　日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者氏名

令和　年度　地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（エリア一括協定運行事業）交付申請書

令和　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（エリア一括協定運行事業）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１．交付を受けようとする補助金の額
○エリア一括協定運行事業

実施区域	補　助　金　の　額
	千円

様式第１－２６－２（日本産業規格Ａ列４番）

運送実施者名	

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（　　年度）

【エリアー括協定運行事業 実施区域（市町村）：　　】

運行系統							年間輸送実績							経常収益			経常費用	市町村の別	備考
番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程(km)	運行回数(回)(A)	輸送人員(B)(人)	１運行当たり輸送人員(B)/(A)(人/回)	１人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人キロ)	運送収入(C)(円)	実車走行キロ(km)	サービス提供時間(時間)	運送雑収(D)(円)	営業外収益(E)(円)	計(C)+(D)+(E)	１系統当たり経常費用		
合計																			

［記載要領］

１．この書類は、エリアー括協定運行事業による補助金の交付を受けようとする前々補助対象期間において第２編第１章第２節の補助金の交付を受けていた運行系統（旧地域内フィーダー系統）及び旧補助系統に相当し、同一性が確保されたエリアー括協定運行事業の運行系統について作成すること。

２．この書類は、９月３０日を末日とする１年間の実績について、９月３０日時点の状態に応じて、運行系統ごとに作成すること。

３．起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで記載すること。

４．運行回数は、当該年度における合計運行回数を記載すること。なお１往復を運行回数１回とし、往路又は復路のみの場合は、0.5回とする。循環系統の場合は、１循環で運行回数１回とする。

５．１運行当たり輸送人員は、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出すること。

６．実車走行キロ及びサービス提供時間は、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

７．１系統当たり経常費用は、路線定期運行にあっては運送実施者の実車走行キロ当たり経常費用に当該運行系統の実車走行キロを乗じたもの、デマンド運行にあっては運送実施者のサービス提供時間当たり経常費用に当該運行系統のサービス提供時間を乗じたものとする。

８．備考欄には、当該年度中にスト及び積雪等の理由により運行されなかった期間があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

９．各運行系統のキロ程、運行回数、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、サービス提供時間、運送雑収及び営業外収益の欄については必ず記載すること。

様式第１－２７（日本産業規格Ａ列４番）

番　　号
年　月　日

殿

国土交通大臣

令和　年度　地域公共交通確保維持改善事業費補助金（エリアー括協定運行事業）
の交付決定及び額の確定通知書

令和　年　月　日付け　第　号で申請のあった「令和　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（エリアー括協定運行事業）」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第６条第１項及び第１５条の規定により、令和　年　月　日付け　第　号をもって国土交通大臣が次のとおり交付することに決定しあわせてその額を確定したので、法第８条及び第１５条の規定により通知する。

１．補助金の交付の対象となる乗合バス事業等の運行系統は、令和　年　月　日付け　第　号で申請のあった運行系統のうち申請番号第　号～第　号のものとし、その内容は、交付申請書に記載されたとおりとする。

２．補助金の確定額は次のとおりとする。
○エリアー括協定運行事業

実施区域	補助金の確定額
	千円

３．補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
(1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
(2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。
(3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後５年間保存しておくこと。

様式第１－２８（日本産業規格Ａ列４番）

番　　号
年　月　日

支出官
国土交通省大臣官房会計課長　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者氏名

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（エリア一括協定運行事業）支払請求書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

１．補助金額　　金　　円

２．受取人　　住所
（口座名義）　　氏名

３．振込先金融機関
及び支店名

４．預金種別

５．口座番号

※金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。

様式1－26（2）【⑪ 地域間幹線系統】

運送事業者の名称	

2. 補助対象期間の運行の実績

補助対象期間の運行状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
					経常収支率	%
補助対象期間の実車走行キロ(ハ)	km					

3. キロ当たり経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 ロ÷ハ＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

4. 対象系統の状況

実施区域（市町村）	番号	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行回数	実績運行回数	計画運行回数 チ	実績運行回数 リ	運休回数 ヌ	運休回数のうち未運行区間のある場合の回数 ル	運行割合（100%を超える場合は100%と表示する。） (リ＋ル)÷チ＝ヲ
						回	回	回	回	回	回	%
						回	回	回	回	回	回	%
						回	回	回	回	回	回	%
合計						回	回	回	回	回		

(1) 記載事項

1. この書類は、エリア一般協定運行事業による補助金の交付を受けようとする前年補助対象期間において補助金交付要綱第2編第1章第1節の補助金の交付を受けていた運行系統（⑪地域間幹線系統）に係る、同一性が確認されたエリア一般協定運行事業の運行系統について作成すること。

2. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び空港連絡バス等を除き、費用については、高速バス及び空港連絡バス等以外に補助対象期間（補助金交付要綱第16条の4で定める期間）中のエリア一般協定運行事業に係る協定に記載された実施期間であって国庫補助金の交付を受けようとする令和○年度の○月○日を末日とする1年間における補助金交付要綱第2編第1章第2節に係る経常費用を除くこと。

3. 決算期が補助対象期間と相違している運送事業者においては、エリア一般協定運行事業に係る協定に記載された実施期間であって、国庫補助金の交付を受けようとする令和○年度の○月○日を末日とする1年間の収支算出を行い、その補助状況（キロ当たり額の増減は切り捨て）を補助状況欄に記載すること。

4. 補助対象期間中のエリア一般協定運行事業に係る協定に記載された実施期間であって、国庫補助金の交付を受けようとする令和○年度の○月○日を末日とする1年間において乗合バス事業以外の事業を営んでいる場合の経費按分は、「貸切バス事業の取扱いについて（昭和○○年○月○日付け自動第○○号、自動第○○号、総定第○○号）」によること。なお、これにより難い特別の理由があるときは、別の方法により算出し、その算出方法を明確にした書類を添付すること。

5. 「補助対象期間の補助状況」の欄は、補助対象期間中のエリア一般協定運行事業に係る協定に記載された実施期間であって国庫補助金の交付を受けようとする令和○年度の○月○日を末日とする1年間における補助状況を記載するものとし、消費税相当額を控除した額を記載すること。

6. 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

7. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

8. 「地域キロ当たり標準経常費用」の欄は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

9. 「番号」の欄は、計画認定時の番号と同一のものを記載すること。

10. （チ）欄については、大臣に認定された地域公共交通計画に記載された計画運行回数を転記すること。

11. （リ）欄については、補助対象期間中のエリア一般協定運行事業に係る協定に記載された実施期間であって国庫補助金の交付を受けようとする令和○年度の○月○日を末日とする1年間に運行した回数を記載すること。なお、実績運行回数・回数について、後・正月・その他の期間に運休した場合は、運休した日数・回数を除いた数値を記載すること。

12. （ヌ）欄については、計画運行日数・回数のうち、補助対象期間中のエリア一般協定運行事業に係る協定に記載された実施期間であって国庫補助金の交付を受けようとする令和○年度の○月○日を末日とする1年間に運休した日数・回数を記載すること。

13. （ル）欄については、補助対象期間中のエリア一般協定運行事業に係る協定に記載された実施期間であって国庫補助金の交付を受けようとする令和○年度の○月○日を末日とする1年間に運休した回数のうち未運行区間がある場合の回数を記載すること。

14. （ヲ）欄は、小数点第2位（第3位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

15. 計算上小じた端数未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間中のエリア一般協定運行事業に係る協定に記載された実施期間であって国庫補助金の交付を受けようとする令和○年度の○月○日を末日とする1年間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第3条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）

2. 補助対象期間中のエリア一般協定運行事業に係る協定に記載された実施期間であって国庫補助金の交付を受けようとする令和○年度の○月○日を末日とする1年間に係る様式第1－24の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（⑪地域間幹線系統）に明細し、同一性が確認されたエリア一般協定運行事業の運行系統に係るものに限る）

様式1－26(2)【⑩ 地域内フィーダー系統(路線定期・路線不定期)】

運送事業者の名称	

2. 補助対象期間の事業状況等

補助対象期間の事業状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(-)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の実車走行キロ(ロ)	km				経常収支率	%

3. キロ当たり経常費用

補助ブロック名	運送事業者の実車走行キロあたり経常費用 イキロ÷ハ	地域キロ当たり補助経常費用 ニ	キロ当たり経常費用 ハ(このいずれか少ない額) ホ
	円 銭	円 銭	円 銭

4. 運行系統の状況

運送区間(市町村)	番号	運行系統名	運行系統			実績運行期間	実績キロ程			実績運行キロ	補助対象経常費用	対象系統の経常収益	補助対象経常費用のうち対象系統の経常収益分を除いた額	1キロ当たり補助対象経常費用
			起点	主な経由地	終点		イ	ト	ハ(ハ÷ロ)小数第2位	リ	ヌ(ヌ÷リ×ヌ)	ヌ	ヌ－ルを下	ヲ(ヲ×チ)下
						年	km km	km km	%	km	円	円	円	円
						年	km km	km km	%	km	円	円	円	円
						年	km km	km km	%	km	円	円	円	円
						年	km km	km km	%	km	円	円	円	円
						年	km km	km km	%	km	円	円	円	円
合計										km	円	円	円	円

(1) 記載事項

1. この書類は、エリアー般旅客運行事業による補助金の交付を受けようとする場合補助対象期間において補助金交付要綱(以下「要綱」という)の運行系統(市町村内フィーダー系統に限る。第一号様式のエリアー般旅客運行事業の運行系統(路線定期)に限る。)について作成すること。

2. 第4、5の運賃の収益、実績運行キロについては、実績バス運行管理簿から引き抜き、事務にしたがって、実績バス運行管理簿から抜かれた運行キロ(補助対象期間(補助金交付要綱第3条第1項第1号に規定する期間)中のエリアー般旅客運行事業に係る運行に要されたバス実績運行キロ)を算出するとともに、その運行キロに係る収益のみを抜き出すこと(補助対象期間中に運賃改定があった場合は、その旨を明示すること)。

3. 各運行期間が補助対象期間(補助)にまたがる運行系統においては、エリアー般旅客運行事業による運行に要されたバス実績運行キロ(ロ)について、運行系統ごとの交付を受けようとする金額(補助対象期間のみ)を算出するとともに、その金額が同じ金額を算出すること。

4. 補助対象期間中のエリアー般旅客運行事業による運行に要されたバス実績運行キロ(ロ)について、運行系統ごとの交付を受けようとする金額(補助対象期間のみ)を算出するとともに、補助ブロックごとに運賃収益(運賃収益を算出している場合の運賃収益を含む)費用の額ごとにまとめること。運賃収益、運賃収益を含む運行費用(運賃収益を含まない)について、補助対象期間中の金額をまとめること。

5. 「補助対象期間の運賃収益」は、補助対象期間中のエリアー般旅客運行事業による運行に要されたバス実績運行キロ(ロ)について、運行系統ごとの交付を受けようとする金額(補助対象期間のみ)を算出するとともに、補助対象期間中の運賃収益を算出すること。

6. 「補助ブロック名」は、補助金交付要綱別表の名称を記載すること。

7. 「地域キロ当たり運輸経常費」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が定めた数値とすること。

8. 「キロ当たり補助対象経常費」については、計算上小数点以下の場合は切り捨てること。

9. 「番号」は、運送事業者及び系統ごとに一連番号を記載すること。

10. 「実績運行期間」については、補助対象期間中のエリアー般旅客運行事業による運行に要されたバス実績運行キロ(ロ)について、運行系統ごとの交付を受けようとする金額(補助対象期間のみ)を算出するとともに、補助に要した期間を記載すること。

11. 「実績キロ程」は、「エリアー般旅客運行事業実施要綱」第1条第2号に規定する「運行キロ程」とする。なお、運行系統が複数にわたる場合は、各区間ごとの「キロ程」を記載し、キロ程の合計を「実績キロ程」として記載すること。

12. 「実績運行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

13. 「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。

14. 「対象系統の経常収益」は、補助対象期間における対象系統の経常収益の実績額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間中のエリアー般旅客運行事業による運行に要されたバス実績運行キロ(ロ)について運行系統ごとの交付を受けようとする金額(補助対象期間のみ)が算出されていることを示す書類(運賃収益を含む)を添付すること。

2. 様式第1－26－(1)の運行系統実績報告書。

様式1－26(2)［⑪ 地域内フィーダー系統(区域型)］

運送事業者の名称	

2. 補助対象経費の過去状況等

補助対象経費の推移状況	一般乗合旅客自動車運送事業・貸切旅客自動車運送					
	営業利益	千円	営業利益率	千円	経常利益	千円
	営業費用	千円	営業利益率	千円	経常費用(イ)	千円
	営業収益	千円	営業収益	千円	経常収益	千円
補助対象経費のサービス提供時間(ロ)	時間				経常収支率	%

3. 時間当たり経常費用

補助ブロック名	運送事業者の時間当たり経常費用イ＋ロ＋ハ	地域時間当たり補助金交付額ニ	時間当たり経常費用ハとこのいずれか少ない額
	円　銭	円　銭	円　銭

3. 運行系統の状況

運送区間（始発・終点）	番号	運行系統名	補助運行回数	サービス提供時間 ヘ	ふれあい運行等運行系統が乗入運行に係るサービス提供時間 ト	ふれあい運行等運行系統が乗入運行に係るサービス提供時間割合 (トヘ)／ヘ×100 チ	補助対象経費 ぬ＋ヘ＋リ	対象経費の収益見込 ヌ	補助対象経費第1ルの収益見込を控除した分 ヌ－ぬ＋ル	ふれあい運行等運行系統が乗入運行に係るルの収益見込のうち補助対象経費第2ルの収益見込を控除した分 ヌ－ヘ＋ヲ
			回	時間	時間	%	円	円	円	円
			回	時間	時間	%	円	円	円	円
			回	時間	時間	%	円	円	円	円
			回	時間	時間	%	円	円	円	円
合計				時間	時間	%	円	円	円	円

(1) 運送事業

1. この書類は、ふれあい運行等事業による補助金の交付を受けようとする場合補助対象経費において補助金交付対象経費の額（事業者の補助金の交付を受けている運行系統（区域内フィーダー系統）に限る。）、同一地域内で実施されるふれあい運行等事業の運行系統（区域型）に係るものについて作成すること。

2. 表ヘ（1）運送の実績、サービス提供時間については、実績（ロ）及（運行実績表ハ）の現状値、費用については、実績（ロ）及（運行実績表ハ）の現状値（補助金交付対象経費）（補助金交付対象経費）（補助金交付対象経費）のふれあい運行等事業に係る運行系統（区域型）の乗合旅客運送事業（ふれあい運行等事業を行うものを除く。）を営む者（以下「事業者」という。）の補助金交付対象経費（補助金交付対象経費）（補助金交付対象経費）に係る補助金交付対象経費を記載すること。

3. 表ヌ運送収入が補助対象経費を補填している運送事業者にあっては、ふれあい運行等事業に係る運行系統（区域型）であって、運送収益の平均を乗ずるふれあい運行等事業の収入見込のうち、その運送収益を補助対象経費に記載すること。

4. 補助対象経費のふれあい運行等事業に係る運行系統（区域型）であって、運送収益の平均を乗ずるふれあい運行等事業の収入見込のうち、その運送収益を補助対象経費に記載すること。

5. 「補助対象経費の過去状況」は、補助対象経費のふれあい運行等事業に係る運行系統（区域型）であって運送収益の平均を乗ずるふれあい運行等事業の収入見込のうち、その運送収益を補助対象経費に記載すること。

6. 「補助ブロック名」は、補助金交付要綱別表の名称を記載すること。

7. 「時間当たり経常費用」は、補助ブロック内で運行する地方運輸局等が指定した費用による。

8. 「時間当たり補助対象経費」については、計算した額に補助対象の補助率を乗じること。

9. 「番号」は、運送実施年度（平成○○年度）に1～9番号を記載すること。

10. 「運行回数」については、補助対象経費のふれあい運行等事業に係る運行系統（区域型）であって運送収益の平均を乗ずるふれあい運行等事業の収入見込のうち、その運送収益を記載すること。

11. 「サービス提供時間」は、運送実施時間から運送実施下時間を引の現状いい、その他、待機時間、運送時間、予約受付に係る時間については含まれる。ただし、時間外に行われる予約受付に係る時間については含まない。

12. 実績時間は、サービス提供時間のうち、実際行うサービス時間をいう。ただし、運送時間及び待の運送に従事している時間については含まない。

13. 運送時間については、運送が開始した後、運送する運の運送運行は運送行時間として、考えないこと。ただし、運送運行中に運送事業による運送事業が行われ、運行事業者の運行を中ったり場合は、全体運送運行は運送行時間に加算されること。

14. 「サービス提供時間」及び「ふれあい運行等事業運送区域内乗入運行に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記入すること。

15. 「実績運行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記入して記載すること。

16. 「補助対象経費」は、円未満の端数を切り捨てること。

17. 「対象経費の収益見込」は、補助対象期間における対象経費の収益見込の実績額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間のふれあい運行等事業に係る運行系統（区域型）であって運送収益の平均を乗ずるふれあい運行等事業の収入見込のうち、その運送収益を補助対象経費に係る補助金交付対象経費（補助金交付対象経費）（補助金交付対象経費）に係る補助金交付対象経費を記載すること。

2. 様式第1－26(1)運行系統等調査票。

様式第２１－１（日本産業規格Ａ列４番）

令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　殿

住　　所
氏名又は名称

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（エリア一括協定運行調査事業）交付申請書

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（エリア一括協定運行調査事業）金　　円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第５条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第２１－１　別紙

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（エリア一括協定運行調査事業）交付申請事業

補助対象事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（単位：円）

補助対象事業の名称及び内容	補助対象事業の着手及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
【名称】 【内容】			

（添付書類）
（１）補助対象経費に係る見積書
（２）その他補助金の交付に関して参考となる書類

様式第２１－１　別紙

エリア一括協定運行調査事業の実施に関する計画

１．当該地域の公共交通の概況・問題点
２．目指す交通計画と策定調査の必要性

様式第２１－１　別紙

３．事業の実施内容	
実施項目	実施内容

４．スケジュール				
実施項目	４月	９月	12月	３月

様式第２１－１　別紙

５．予算計画				
実施項目	総事業費 （見込み）	補助対象経費 （見込み）	国費 （見込み）	地域の負担 （見込み）
	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円

様式第２１－２（日本産業規格Ａ列４番）

令和　　年　　月　　日

殿

国土交通大臣

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（エリアー括協定運行調査事業）交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付け第　　号で申請のあった「令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（エリアー括協定運行調査事業）」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第８条の規定により通知する。

記

１．補助金対象事業

２．補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費　金　　円
補助金の額　　金　　円　（内訳別紙）

３．補助対象事業については、当該補助対象事業に係るエリアー括協定運行調査事業の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。

４．補助対象事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第２１－２　別紙

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（エリア一括協定運行調査事業）交付決定事業

補助対象事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（単位：円）

補助対象事業の名称及び内容	補助対象事業の着手及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
【名称】 【内容】			

様式第２１－３（日本産業規格Ａ列４番）

令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　殿

住　　所
氏名又は名称

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（エリア一括協定運行調査事業）交付決定変更申請書

令和　　年　　月　　日付け第　　号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の（内容・経費の配分）を下記のとおり変更したいので、下記のとおり申請します。

記

１．変更事項及びその内容

２．変更する理由

３．補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に（　）書きで２段書きした書類

４．その他参考となる書類

様式第２１－４（日本産業規格Ａ列４番）

第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

国土交通大臣

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（エリアー括協定運行調査事業）交付決定変更通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった標記補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第１０条第１項の規定により、別紙のとおり交付決定を変更したので、同条第４項で準用する同法第８条の規定により通知する。

様式第２１－４　別紙

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（エリア一括協定運行調査事業）交付決定事業（変更後）

補助対象事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（単位：円）

補助対象事業の名称及び内容	補助対象事業の着手及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
【名称】 【内容】			

（注：下線部が変更部分）

様式第２１－５（日本産業規格Ａ列４番）

令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　殿

住　　所
氏名又は名称

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（エリア一括協定運行調査事業）補助対象事業状況報告書

令和　　年　　月　　日付け第　　号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助対象事業の実施状況について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第１２条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第２１－５　別紙

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（エリア一括協定運行調査事業）補助対象事業運行状況表

補助対象事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（単位：円）

補助対象事業の名称及び内容	補助対象経費	補助金額	実施額	差額	備考
【名称】 【内容】					

（添付書類）
（１）補助対象事業の運行状況を明らかにした書類

様式第２１－６（日本産業規格Ａ列４番）

令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　殿

住　　所
氏名又は名称

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（エリア一括協定運行調査事業）補助対象事業完了実績報告書

令和　　年　　月　　日付け第　　号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助対象事業の完了実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第１４条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第２１－６　別紙

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（エリア一括協定運行調査事業）補助対象事業完了実績表

補助対象事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（単位：円）

補助対象事業の名称及び内容	補助対象経費	補助金額	実施額	差額	補助金未受領額	備考
【名称】 【内容】						

（添付書類）
（１）補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
（２）地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱において、別表２５中「補助金の額」の欄に規定する額を明らかにした書類
（３）補助対象経費の支払いを証する書類

様式第２１－７（日本産業規格Ａ列４番）

令和　　年　　月　　日

殿

国土交通大臣

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（エリア一括協定運行調査事業）
の額の確定通知書

令和　　年　　月　　日付け第　　号をもって実績報告のあった「令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（エリア一括協定運行調査事業）」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第１５条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

１．確定補助金額　　金　　円

様式第２１－８（日本産業規格Ａ列４番）

令和　　年　　月　　日

支出官
　国土交通省大臣官房会計課長　殿

住　　所
氏名又は名称

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（エリア一括協定運行調査事業）支払請求書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

１．補 助 金 額　　金　　円

２．受　取　人　　住所
　（口座名義）　　氏名

３．振込先金融機関
　及び支店名

４．預 金 種 別

５．口 座 番 号

※金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。

様式第２１－９（日本産業規格Ａ列４番）

令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　殿

住　　所
氏名又は名称

財産処分承認申請書（エリアー防協定運行調査事業）

令和　　年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（エリアー防協定運行調査事業）に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２２条の規定に基づき、申請します。

記

１．処分しようとする財産の明細

２．処分の内容

３．処分しようとする理由

４．その他必要な事項